

2005年2月16日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

個人の市・県民税（普通徴収）賦課事務、個人の市・県民税（特別徴収）の賦課及び特別徴収に係る現年度分の市・県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報を本人以外のもことから収集すること及び本人以外のもことから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年2月8日付けで諮問（第139号）された個人の市・県民税（普通徴収）賦課事務、個人の市・県民税（特別徴収）の徴収及び特別徴収に係る現年度分の市・県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報を本人以外のもことから収集すること及び本人以外のもことから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定による本人以外のもことからの収集の必要性があると認められる。
- (2) 同条例第12条第4項の規定による目的外提供することの必要性があると認められる。
- (3) 同条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のもことから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びに目的外に提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 国民年金制度及び国民年金制度の現状について

国民年金は、20歳から加入し60歳までの40年間保険料の納付が義務付けられ、自営業者、自由業者、フリーター、無職等の方が加入する第1号被保険者については、保険料の納付が困難な場合には被保険者の申請により保険料の納付が免除される制度があり、保険料の免除期間は年金受給資格期間や年金額の算定に反映されるが、保険料の未納期間及び保険料の免除を受けていない期間は年金受給資格期間や年金額の算定に反映されないことになり、年金受給資格期間を満たさないと老齢基礎年金や障害基礎年金及び遺族基礎年金等を受給できないこととなる。

昨今の国民年金保険料の未納問題は、このまま未納者を放置すると国民年金制度に対する信頼を損ね、世代間扶養に基づく制度の根幹をゆるがしかねない重要な問題となってきた。

イ 所得情報の提供依頼の経緯について

社会保険庁では国民年金保険料納付対象期間の前2年保険料を納付しなかった長期未納者に対し一定の所得があり保険料の納付が可能と思われる者には最終催告状の送付を行う強制徴収か、所得がない者及び少ない者に対しては保険料の免除申請の勧奨を行うかの判断のため、保険料未納者の所得情報の提供について、平成16年9月14日市町第423号神奈川県企画部長通知により県下市町村に依頼があった。

なお、対象保険料未納者の所得情報提供依頼件数は平成16年度では全国で約5万件のうち藤沢市は約180件、平成17年度は全国で約327万件のうち藤沢市では約1万件を予定している。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

ア 本人以外のものから収集する個人情報の項目（第1号被保険者未納者）

基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、納付状況

イ 提供元

社会保険事務所

ウ 本人以外のものから収集する必要性

国民年金保険料収納事務は社会保険庁が行っており、保険料未納者の情報は社会保険庁固有の情報であり、社会保険事務所からの所得情報提供依頼により、国民年金保険料長期未納者の氏名、住所、生年月日、基礎年金番号等の情報提供を受け、当該未納者の所得情報を検索し特定するものである。

社会保険庁では市から提供を受けた所得情報を基に最終催告状の送付による強制徴収又は保険料の免除申請の勧奨かの判断を行うものであり、事務処理の効率性と第1号被保険者の年金受給権確保のため、本人以外のものから

収集する必要がある。

(3) 目的外提供する必要性について

ア 目的外提供する個人情報の範囲

国民年金第1号被保険者の所得金額、控除後の所得額及び申告の有無
当該第1号被保険者の配偶者及び世帯主の氏名（フリガナ）、生年月日、
所得金額と控除後の所得額

イ 提供先

社会保険事務所

ウ 目的外提供する必要性

国民年金保険料の免除申請は市町村が受理し、承認又は却下の決定は社会
保険事務所が被保険者と配偶者及び世帯主の所得を基準に審査し決定する。

所得確認については、社会保険事務所が必要があると認めるときは国民
年金法第108条に基づき照会を行い、本市でも1988年3月に開催され
た個人情報保護制度運営審議会で審議の結果、本人の利益につながるもの
として目的外提供については認められているものである。

また、国民年金保険料の徴収事務は国民年金法の改正に伴い、2002年
4月から市の団体委任事務から国の執行事務となり、法定納付期限から2年
が経過すると時効により保険料の徴収ができなくなるため、所得の提供を求
めるまでに社会保険事務所では催告状の送付、電話や戸別訪問による納付督
励や収納を行い、最終的に長期保険料未納者の所得情報により最終催告状の
送付による強制徴収又は保険料の免除申請の勧奨かの判断を行うこととなる。

税務職員には地方税法第22条により守秘義務が課せられているが、改正
国民年金法第106条第1項で社会保険庁が被保険者等に対し所得情報の提
出を義務付けたことにより、社会保険庁と被保険者等との間で所得情報は提
出すべき情報となったことから、所得情報を市が社会保険庁に提供しても守
秘義務に抵触しないことになる。

以上のとおり第1号被保険者の年金受給権確保を目的とすることから本人
の不利益とならないため、目的外提供をする必要がある。

エ 目的外提供の方法について

平成16年度は紙媒体による一覧表の形式で、平成17年度以降は電子媒
体による情報提供を基本とするが、詳細については未だ決定されていない。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外提供することに伴う本人への通
知をしないことの合理的理由について

国民年金保険料は社会保険庁が徴収を行っており、所得情報は第1号被保
険者の年金受給権の確保を目的に利用し、また改正国民年金法第106条第
1項により社会保険庁が被保険者に所得情報の提出を義務付けていることか

らも、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではないため本人への通知を省略するもの。

(5) 安全対策について

所得情報の目的外提供に当たっては、社会保険事務所に使用目的の制限、適正な管理及び漏えいの防止等の安全対策の措置を講じるよう求めるものであるが、社会保険事務所では目的以外の使用を禁止し、また鍵付き書棚での一覧票の管理及び鍵の保管者を限定し、さらに2005年3月末の文書廃棄時には職員立会いによる確認をおこなうなど厳重な安全対策が講じられることになっており、また社会保険事務所職員について国家公務員法第100条による守秘義務が課せられ、個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行により、安全対策に万全が期されるものと考えている。

(6) 実施時期について

2005年2月17日以降を予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

国民年金法第108条に社会保険庁が必要と認めるときは受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者又は世帯主の資産や収入の状況等を官公署に対し書類の閲覧又は資料の提供を求めることができると規定されており、これは社会保険庁が実施する国民年金保険料の未納対策において、社会保険庁が市町村から保険料未納者の所得情報の提供を受けることを可能とするものである。

よって、社会保険庁が国民年金保険料の未納対策を実施するために必要とする最小限度の範囲において、実施機関が個人情報を本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 目的外提供する必要性について

国民年金法第108条の規定は義務規定ではなく、法令等に定めがあるとは言えない。しかし、国民年金法第106条第1項の規定により社会保険庁が被保険者に対し所得等の資料の提出を求めても提出がなされない場合は、社会保険庁では被保険者等の所得状況を確認する手段がないことから、目的外提供する必要性は認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外提供することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

ア 通知をしないことが本人の不利益となるものではないとの実施機関の説明

であるが、本人以外のものからの収集及び目的外提供する情報が個人の税情報に係る内容であること及び提供する所得情報により社会保険庁において国民年金保険料の強制徴収又は国民年金保険料の免除申請の勧奨かを判断する基礎資料ともなることから、条例の趣旨及び原則に照らすならば、ただ単に本人への不利益性がないとの理由では通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料する。

イ 当審議会は、社会保険庁が国民年金法第106条第1項の規定に基づき被保険者に対し所得等の資料の提出を求める際に、期限までに提出がなされない場合は本人以外のものから所得情報を収集する旨を通知等で具体的に明示することの措置を社会保険庁へ要求するよう実施機関に求めるものである。

以 上